

東京都における小児救急医療対策

少子化を背景として、都市の小児人口が減少するとともに、小児科医師や小児科を標ぼうする医療機関も減少傾向にある。その一方で、夜間における小児患者の救急搬送件数は増加傾向にあり、さらに子どもを持つ親の小児科専門医による受療行動の高まりなど、小児の救急医療需要はますます高まっている。

都においては、安心して子育てできる環境整備を図る中で、小児救急医療対策は都政の重要な課題の一つと位置づけ、その充実・強化は緊急に取組むべき課題として独自の対策を行っている。現状では、小児初期救急医療体制及び小児二次救急医療体制について、東京都保健医療計画などに基づき、所要の対策を講じている。

① 小児初期救急医療対策

○ 小児初期救急医療体制の充実を図るため、都では、平日の準夜間帯における小児科専門医師による初期救急医療体制を整備している区市町村に対する支援策として、「小児初期救急平日夜間診療事業補助」事業を平成 14 年度から実施。

- ・ 当該事業の実施主体である区市町村が平日の準夜間帯に行う小児初期救急医療事業に対し、体制確保に係る人件費相当分経費、事務経費についての補助。(平成 15 年度末現在 8 区 1 市において実施)
- ・ 施設整備についても同様に、各区市町村が小児の急病患者に対する初期診療を実施する固定施設を確保するために行う整備事業に対し、施設及び設備経費について補助。

○ 小児初期救急医療事業への参画など、地域における小児医療の充実を図るための人材確保策として、小児科を従たる診療科として標ぼうする診療所の医師(開業医)に対し、診断方法・薬の用量や使用法、小児に多い救急疾患に対する基本的知識と手技について研修を行う「開業医小児医療研修事業」を実施。

② 小児二次救急医療対策

○ 小児の二次救急医療対策として、都では以前から「乳幼児特殊救急医療事業」など輪番制による体制確保を実施。平成 13 年度から小児科の休日・全夜間診療事業を実施。

- ・ 常時、小児科の医師(1名)と病床(1床もしくは2床)を参画医療機関毎に確保し、小児の二次救急医療対応が相当と思われる患者への対応に遺漏ない体制を目指すもの。
- ・ 平成 16 年 10 月 1 日現在、51 医療機関の参画を得て、365 日 24 時間、原則、固定・通年制で小児科医師が常時診療する体制を整備(確保病床は 76 床)。

③ 健やか小児救急応援事業

○ 都では今年度から、地域の小児科医による講演などを通じて、子どもの病気に対する普及啓発を行う「健やか小児救急応援事業」を実施。

- ・ 小児救急で夜間・休日に病院を受診する患者の大多数を軽易な処置もしくは翌日の受診で十分対応できる初期患者が占めている。本事業は、子どもを持つ親の夜間における適正な受療行動を促し、二次救急医療機関への患者の集中を緩和するとともに、各医療機関が有効に機能することを目的とするもの。

- ・ 子どもを持つ親と地域の小児科医がコミュニケーションを図る機会を提供し、普段から子どもの体調面への相談等が行えるような環境づくりが可能となる効果も期待。
- ・ 都が率先してモデル事業を行い、効果を検証するとともに、結果を区市町村へ提供し、区市町村での事業化を促す。

④ 小児救急電話相談（#8000）事業

- 昭和62年10月から平日夜間における都民向けの電話相談事業（「母と子の健康相談室」事業）を実施し、その相談時間を本年4月から休日昼間に拡大し、さらに本年7月からこの電話相談事業を基盤として、「小児救急電話相談（#8000）事業」を開始。
- ・ 全国同一の短縮番号（#8000）により、相談員（保健師等）が一次的に対応し、小児科医師の対応が必要な場合、あらかじめ協力体制を整備した医療機関に電話を転送するもの。これにより、小児初期救急の前段階で母子の安心を確保するとともに、小児救急医療体制の増強と、医療機関の機能分化の推進を図る。

⑤ 離職小児科医師の再就職支援事業

- 今年度から、出産、育児等で離職し、都内の病院、診療所等に再就職を希望する小児科医師に対し、小児の疾患や治療に関する最新の知見等について研修を実施し、また、医療機関等からの求人情報を提示する。
- ・ 小児医療確保のための基盤を整備し、地域における小児医療の充実を図ることを目的とする。

東京都における小児救急医療対策

事 項		実施年度	内 容
初期 救急	小児初期救急 医療体制整備 支 援 事 業	平成 13 年度 から 15 年度	区市町村、地区医師会、二次救急医療機関、所轄消防署等から構成される小児初期救急医療事業推進協議会を設置し、小児初期救急医療事業の運営に係る諸課題への対応や、事業実績及びその分析について協議
	小児初期救急 平 日 夜 間 診療事業補助	平成 14 年度 から	平日の準夜間帯において小児初期救急医療事業を実施する区市町村に対し、運営費補助を実施
	健 や か 小 児 救急応援事業	平成 16 年度 から	子を持つ親に対して、子どもの急病時における対処法等の普及啓発を図る
	小児救急電話 相談 (#8000) 事 業	平成 16 年度 から	全国同一の短縮番号 (#8000) により、相談員（保健師等）が一次対応し、小児科医の対応が必要な場合、あらかじめ協力体制を整備した休日・全夜間診療事業（小児科）参画病院に電話を転送
二 次 救 急	休日・全夜間 診 療 事 業 (小 児 科)	平成 13 年度 から	民間医療機関等の協力を得て、365 日 24 時間常時小児科専門医師による診療が可能な二次救急医療体制を確保
開 業 医 小 児 医 療 研 修		平成 14 年度 から	小児科を標ぼうする内科医などの開業医を対象に、休日・全夜間診療事業（小児科）参画医療機関等において、小児科臨床研修を実施
離職小児科医師の 再就職支援事業		平成 16 年度 から	出産、育児等で離職した小児科医師の再就職希望者に対し、小児の疾患や治療に関する最新の知見等について研修の実施や医療機関等からの求人情報を提示